

「笑顔かがやく草加の教育」をめざして

～小中学校における働き方改革について～

令和 5 年 3 月
草加市教育委員会

未来を担う子どもたちのために「教職員の働き方改革」に取り組んでいます。

草加市教育委員会では、令和4年9月21日に「草加市立小中学校における働き方改革基本方針」を改定しました。学校における働き方を見直し、教職員の働きやすい環境を整えることで教職員の心身の充実を図り、ゆとりをもって子どもたちへの指導に専念することにつなげます。教職員の学校における働き方を見直し、教育の質の維持向上を図ります。

ここでは、教員の働き方や現状を紹介します。保護者や地域の方々には、教職員の働き方について少しでもご理解をいただければと思います。

【勤務時間外在校時間】

<草加市の勤務時間外の在校時間 教職員の割合>

	1 ヶ月 45 時間以上	1 ヶ月 80 時間以上
小学校	63.6%	6.1%
中学校	64.7%	9.6%

※令和 4 年 6 月の勤務時間外在校時間調査（本市）より

【病気休職・病気休暇取得者】

<国の病気休職者及び1か月以上の病気休暇取得者>

小学校	8,212 人 (1.98%)	小学校	9,689 人 (2.33%)
中学校	4,440 人 (1.93%)	中学校	4,420 人 (1.91%)

平成 30 年度学校基本調査（文科省）より 令和 3 年度学校基本調査（文科省）より

【学校の働き方改革の必要性】（埼玉県教育委員会リーフレットより）

- ・教員へのアンケートによると約7割の教員が「授業の準備が不足している」と回答しています。働き方改革の推進により授業準備などの時間を増やし、教育活動をより充実させていきます。
- ・子供たちが夏休みでも教職員は普段と同じように勤務があります。部活動指導や校内研修、教材・教具の作成など多岐にわたる仕事に日々携わっています。
- ・教員には、その職務の特殊性から給料額の約4%（月8時間／1日当たり約24分相当）が一律に支給されており、長時間の時間外勤務を行っても、その時間に応じた残業手当は支給されません。

【草加市立小中学校における働き方改革の実践】

<現在進められている内容（一部）>

- ・毎月21日を「ふれあいデー」とし、定時退勤を推奨しています。
- ・校内での会議等を実施しない「ノー会議デー」を設定することを推奨しています。
- ・電話対応時間を設定しています。（今後、見直していく予定です）
- ・8月のお盆の時期等に、日直を置かない「学校閉庁日」を設定しています。
- ・移動時間を削減するためオンラインによる会議や研修を推進しています。
- ・学校行事の見直しを進めています。

<これから進めていく内容（一部）>

- ・学校からの保護者への配布文書を、配信メールを活用して発出することを検討します。
- ・子供たちの欠席等の連絡について、メールやWebフォームの活用を各学校へ広げることが検討します。
- ・部活動について、外部指導者等の活用による顧問教員の負担軽減を図ることが検討します。